

上野原市プレミアム付デジタル商品券事業 よくある質問 Q&A

【全体の購入口数が 20,000 口に達しデジタル商品券は完売しました。】

Q1：いつまで使えますか？

A1：利用期間は令和8年5月7日(木)午前10時～令和8年10月31日(土)午後11時59分になります。

△**利用期間を過ぎると失効となり、購入した商品券は使えなくなりますのでご注意ください。**
※**購入額と上乗せされた金額両方とも、使えなくなります。**

Q2：次の販売はありますか？

A2：追加の販売はございません。

Q3：対象店舗はどこですか？

A3：PayPay 決済を導入している上野原市内の事業者(店舗)になります。

対象店舗はポスターや、のぼり旗が掲示されています。詳細は、市のHPをご確認ください。

※**コンビニエンスストアなど、一部使用できない店舗があります。**

Q4：購入したデジタル商品券を別の誰かに送ることはできますか？

A4：送ることはできません。デジタル商品券を購入したアカウントのみが利用できます。

Q5：デジタル商品券で支払いをした場合、PayPay ポイントは付与されますか？

A5：PayPay ポイントは付与されません。(R8. 5.13 修正)

Q6：デジタル商品券が使えないものは何ですか？

A6：税金など公共サービスの支払いは対象外となります。たばこの購入にも利用できません。

Q7：デジタル商品券の残高はどこに表示されますか？

A7：「ウォレット」で確認できます。

PayPay 残高とデジタル商品券の残高は、別々の残高として管理され**合算表示されません。**

「支払う」を押した画面の中には、「利用可能額」「PayPay 残高」が表示されますが

デジタル商品券の残高は、そのどちらにも含まれていないのでご注意ください

Q8：PayPay 残高とデジタル商品券の残高は併用できますか？

A8：デジタル商品券の残高が足りない場合は、「PayPay 残高」または、「PayPay クレジット」との併用払いとなります。市内で使用する場合は、デジタル商品券の残高が優先的に使用されます。